

制度改正に伴う手続き

申請に必要な書類は役場福祉課に備え置いています。また、町ホームページからも書類をダウンロードできます。申請に必要なものは下記をご確認のうえ提出してください。公務員の方は、所属庁にお問い合わせください。

☆ 児童手当・特例給付を受給中の方

世帯状況	制度改正による申請の要否
子どもが中学生までの児童のみの場合	申請は不要です。
大学生年代の児童へ監護相当の世話が及び生計費を負担しており、その方を含めた児童の合計が3人以上の場合	「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。 申請の際は、以下のものをご持参ください。 ・受給者本人の保険証 ・マイナンバーが分かるもの ・大学生年代の児童への送金記録など、生計費の負担状況が分かるもの
制度改正前まで父母等からの監護・養育を受けていなかったが、制度改正後から父母等からの監護・養育を受けている高校生年代の児童がいる場合 (父母等からの監護・養育を受けていなかった例) ・中学校卒業後に就職し、父母等からの仕送りがなく、自身の収入のみで生活していた ・祖父母等に養育されていた 等	「額改定請求書」の提出が必要となります。

☆ 制度改正前に所得上限超過によって支給対象外となっていた方

世帯状況	制度改正による申請の要否
高校生年代以下の児童を養育されている場合	「児童手当 認定請求書」の提出が必要となります。 申請の際は、以下のものをご持参ください。 ・受給者本人の保険証 ・口座情報が分かるもの ・マイナンバーが分かるもの
高校生年代以下の児童と大学生年代の児童の合計が3人以上の場合	「児童手当 認定請求書」「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。 申請の際は、以下のものをご持参ください。 ・受給者本人の保険証 ・口座情報が分かるもの ・マイナンバーが分かるもの ・大学生年代の児童への送金記録など、生計費の負担状況が分かるもの

☆ 中学生以下の児童がいない方(支給対象児童が高校生年代の児童のみの方)

世帯状況	制度改正による申請の要否
高校生年代の児童を養育されている場合	「児童手当 認定請求書」の提出が必要となります。 申請の際は、以下のものをご持参ください。 ・受給者本人の保険証 ・口座情報が分かるもの ・マイナンバーが分かるもの
高校生年代の児童と大学生年代の児童の合計が3人以上の場合	「児童手当 認定請求書」「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。 申請の際は、以下のものをご持参ください。 ・受給者本人の保険証 ・口座情報が分かるもの ・マイナンバーが分かるもの ・大学生年代の児童への送金記録など、生計費の負担状況が分かるもの

➡申請・お問合せ 福祉課子ども係 ☎ 68-7004(課共通)

児童手当の制度改正(拡充)について



令和6年10月分(初回支給は令和6年12月予定)から、下記のとおり制度改正が行われます。

制度改正の概要

- 所得の額に関わらず支給対象児童を養育している方全員に支給します
- 支給期間が高校生まで延長します
※ 高校に行っていない方や中学校卒業後に働いている方も、父母等からの監護・養育を受けている場合は支給の対象となります
- 大学生のお子さんから第1子とカウントします
- 第3子以降の支給額が増額されます
- 支給月が年6回(偶数月)に変わり、2ヶ月分ずつ支給されます

★ 監護とは？

子どもの生活について社会通念上必要とされる監督・保護を行っている(簡単にいうと、面倒を見ている)ことをいいます

改正内容の比較

		改正前(令和6年9月分まで)	改正後(令和6年10月から)
所得制限		あり	なし
支給対象児童支給期間		中学校卒業まで (15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)	高校生年代まで (18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)
支給月額	3歳未満	15,000円	15,000円
	3歳～小学生	10,000円(第3子以降は15,000円)	10,000円
	中学生	10,000円	10,000円
	高校生	なし	10,000円
支払月		2・6・10月(年3回) 4ヶ月分ずつ支給	偶数月(年6回) 2ヶ月分ずつ支給

※ 子どもの数え方(例)

		改正前(令和6年9月分まで)			改正後(令和6年10月から)		
		区分	数え方	月額	区分	数え方	月額
大学生1人、高校生1人、 中学生1人の子どもがいる場合	大学生	対象外		0円	大学生	第1子	0円
	高校生	第1子		0円	高校生	第2子	10,000円
	中学生	第2子		10,000円	中学生	第3子	30,000円